

議事要旨(1) 2015年7月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、2015 年 7 月開催の ASAF 会議への対応について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、関口常勤委員及び板橋ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

概念フレームワークー認識及び認識の中止

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 経済的便益の流入又は流出を生じさせる蓋然性を認識規準として示すことが適切と主張する根拠として、蓋然性が低い項目まで最頻値を用いて認識・測定してしまうと、蓋然性が高い項目と低い項目の測定値の間の比較可能性を保つことができないことにも言及すると、より理解しやすくなるを考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- いただいたご意見も踏まえ、ASAF 会議への対応を考えたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 概念フレームワークが、そこから自動的に会計基準が導き出されるような性質のものであるべきとは考えない。財務諸表の構成要素を認識すべきか否かに関する蓋然性の閾値は個々の基準ごとに定めることが適切であり、IASB の公開草案の記述は十分な内容である。
 - 概念フレームワークにおいて、仮に認識規準として蓋然性の閾値を示す場合であっても、保険契約やオプション契約等については市場価格を参照できず十分に信頼性のある測定を行うことが困難であるものを含めて認識することを妨げることがないよう、表現を工夫する必要があると考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 認識規準において、原則として、蓋然性の閾値を明示する場合、発生確率が低い項目であっても信頼性のある期待値が得られる場合について例外とするという整理も可能ではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- IASB の公開草案では、資産及び負債の定義に蓋然性に関する記述を含めていないことも併せて考えると、IASB の公開草案における認識規準の記述では、蓋然性の低い場合まで資産及び負債を認識要求することになる可能性を懸念する。このため、概念フレームワークの認識規準に関する記述において、蓋然性の閾値を示すことが適

切と考える。

- デリバティブについては、蓋然性の程度から価値が生じているという特殊性があるため、通常の資産及び負債と異なる扱いとすることが自然である。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 事務局より提示された「ASAF 会議における発言案」は、IASB の公開草案の記述では蓋然性が低いものについても資産及び負債を認識する範囲が拡大する可能性があるとの懸念に基づいたものと理解しているが、まずは公開草案の意図がそのようなものかについて、ASAF 会議において、十分に議論して理解を深めることが重要である。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 概念フレームワークにおける認識規準の記述について、IASB の公開草案の記述で十分であり、蓋然性の閾値は会計基準において定めることが適切とのご意見と、概念フレームワークにおいて蓋然性の閾値を記述することが適切とのご意見の双方があることを承った。今回の ASAF 会議での発言案は、2013 年 7 月に IASB より公表された概念フレームワークの見直しに関するディスカッション・ペーパーに対して当委員会が提出したコメントに沿ったものとしている。今後、IASB の公開草案に対するコメントについて審議いただく際には、この点について改めて審議いただきたいと考えている。
- 概念フレームワークにおいて認識規準として蓋然性の閾値を記述する場合、例外的な状況についてより普遍的な表現が必要とのご指摘については、本日のご議論も踏まえ、IASB の公開草案に対するコメントを作成するにあたって検討していきたい。

開示に関する取組み－開示原則 DP の内容

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 相互参照について、財務諸表利用者による利便性の低下がもたらされないような形で認めるべきとの発言案に賛成である。なお、財務諸表外に開示されている情報を参照した場合、当該情報は会計監査の範囲に含まれるべきと考えるが、この点について議論はされているか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 監査対象であるか否かは会計基準設定において定められるものではないが、国際監査基準に準拠した監査を行う場合を含め、多くの場合、参照先の情報は監査対象になると考えられる。なお、当委員会から米国財務会計基準審議会（FASB）に提出したコメントレターでは、監査範囲を明確にする等のため、相互参照にあたっては、参照先の対象範囲が明確にされることも条件とすべきかとしている。

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 「ASAF 会議における発言案」のうち、非 IFRS 情報に関する記述について、財務諸表利用者として賛成である。
 - 相互参照については、コーポレート・ガバナンス報告書の実例の中には、相互参照が多用されることによって、内容の理解が困難になっている事例もある。今後、こうした事例も念頭に、よく議論していただきたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区分及びこれに関する会計上の取扱いの見直しについて、「ASAF 会議における発言案」にあるように開示原則のディスカッション・ペーパーに含めると、開示に関する議論に止まってしまうのではないか。むしろ、より広範な議論を行うために、本件について独立したディスカッション・ペーパーを公表することが適切と考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- IASB は、会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区分について公開草案を公表する予定だが、「ASAF 会議における発言案」は、この公開草案を公表することを適切でないと主張するものか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IASB は、本件について、ディスカッション・ペーパーではなく独立した公開草案を公表する予定としている。これに対して、「ASAF 会議における発言案」では、本件について公開草案を公表するのではなく、開示原則のディスカッション・ペーパーに含めて議論されるべきとしている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 非 IFRS 情報の開示に関しては、有用な情報であれば、本来は IFRS 情報として開示されるべきと考えられる。国や地域によって情報の有用性が異なる可能性もあるから、非 IFRS 情報の開示を完全に否定するものではないが、IFRS 情報として必要な情報は何かとの視点を持ちつつ、議論を進めていただきたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS に準拠して作成された年度の財務諸表では開示の負荷が高く、そもそも unnecessary 開示項目が要求されているのではないかとの問題意識を有している。しかし、これまでの開示に関する取組みにおいては、この点に十分な対応がなされていないと考えているが、今後、どのような取組みがなされるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IASB では、注記の要求事項について、まず開示に関する原則について審議しており、その後、会計基準レベルでの注記の要求事項についてレビューを行うことが予定されている。こうした全体の取組みの中で、ご指摘の点への対応がなされていくものと考えている。

金融商品（マクロヘッジ）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「ASAF 会議における発言案」において、開示を先に議論するという IASB が暫定決定した方向性を支持しないこと、金利リスクに焦点を当てて検討を進めるべきであるとしていること、のいずれも賛成である。関係者のニーズは、会計処理の改善を図ること、とりわけ、金利リスクについて改善を図ることにあると考えているからである。
 - 会計処理の改善についても、5 年も 10 年もかけるべきではない。例えば、一部の金利スワップについて FVOCI で測定・表示ができるよう、比較的短期間で検討を行うことも主張すべきではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 一部の金利スワップについて FVOCI で測定・表示を行うべきとのご意見については、比較的短期間で結論を得ることは困難と考えられることから、発言案には含めていない。

以 上